

バンブーパーク

指定管理者業務仕様書

令和2年10月

吉野川市 商工観光課

目 次

1	公園の管理に関する基本的な考え方	1
2	開園、閉園時間・休園日	1
3	法令等の遵守	1
4	業務の具体的内容	1
5	業務及び事業報告	2
6	立入検査	2
7	協 議	3
8	業務を実施するに当たっての注意事項	3
9	災害時における対策	3
10	資料等	3
11	公園管理業務（基本的事項）	4

芝管理仕様書

第1章	適用	5
第2章	業務内容	5
第3章	業務計画書	6
第4章	完了報告書	6
第5章	協 議	6

バンブーパーク指定管理者業務仕様書

バンブーパーク(以下「公園」という。)の指定管理者が行う管理業務(以下「業務」という。)の内容及び履行方法は、本仕様書によるものとする。

1 公園の管理に関する基本的な考え方

指定管理者は、公園の管理業務を行うにあたり、次に掲げる項目に沿って行うこと。

- (1)公園は、市民の憩いの場を提供するとともに、市の活性化を図るために設置されているので、その設置目的に基づいた業務を行うこと。
- (2)特定の個人、団体及びグループ等に対して、有利もしくは不利になるような取り扱いをしないこと。
- (3)効果的かつ効率的な業務を行い、経費の節減に努めること。
- (4)個人情報の適切な管理を行うこと。
- (5)利用者等の意見を反映し、満足度の向上に努めること。

2 開園、閉園時間・休園日

(1)駐車場の利用時間等

4月1日から9月30日まで、午前9時から午後6時まで

10月1日から翌年3月31日まで、午前9時から午後5時まで

上記利用時間は、時間を厳守し管理棟前のゲートを開閉すること。

なお、市の行事等必要に応じ開閉時間を変更することができる。

(2)休園日

休園日は、原則として設けない。

3 法令等の遵守

指定管理者は管理業務にあたって、本仕様書のほか、次に掲げる法令等を遵守することとする。

- (1)地方自治法、地方自治法施行令及び行政関連法規
- (2)吉野川市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例及び同条例施行規則
- (3)吉野川市公園条例及び同条例施行規則、吉野川市個人情報保護条例、同条例施行規則、吉野川市情報公開条例及び同条例施行規則
- (4)労働基準法及び労働関連法規
- (5)その他関連法令

4 業務の具体的内容

- (1) 指定管理者は、次に掲げる公園の管理業務を行うものとする。

ア 施設の適正な管理業務に関すること。

- ・公園内の除草(草刈等)清掃、施設の見回り、施設内の点検

- ・電気設備の点検、小規模な修繕
- ・芝生及び竹林等の管理(倒竹等の処理を含む。)
(芝生の管理については、別添芝管理業務仕様書による。)
- ・施設管理に係る必要経費(電気料金、水道料金、電話料金、委託料、手数料、修繕料、消耗品等)の支出
- ・その他施設の管理上必要な業務。

イ 職員の雇用に関すること。

- ・職員の勤務形態は、公園の管理運営に支障がないように定めること。
- ・職員に対して、施設の管理運営に必要な研修を実施すること。
- ・駐車場利用可能な時間帯は常時職員を配置すること。

ウ 駐車場の管理に関すること。

- ・駐車車両の整理、放置自転車等の監視等

エ 地震・台風等災害時の利用者への告知、誘導に関すること。

オ 地震・台風等災害及び事故の対応、報告に関すること。

カ 公園の使用要領を参考に利用者への告知に関すること。

(2)その他

ア 緊急時対策・防犯及び防災対策について、マニュアルを作成し、職員に指導するなど危機管理を徹底すること。

イ 公園の管理業務に従事させる職員体制について、管理責任者1人、これを補佐する者として副責任者1人及び現場責任者1人を置くものとする。但し、副責任者と現場責任者は重複しても差し支えない。

ウ 個人情報保護の体制を充実し、徹底を図るとともに、当該施設の管理運営に関し知り得た内容を第三者に漏らし、又は自己の利益のために使用しないこと。

エ 利用者の意見や要望等の把握に努めること。

(基本的事項は、第11項を参照)

5 業務及び事業報告

(1) 指定管理者は、業務実施状況を記載した業務日誌を作成し、市が指定する期間内はこれを保管すること。ただし、市が求めたときは、これを提出するものとする。

(2) 毎月、業務日誌に基づいて、業務報告を作成し、市に報告すること。

(3) 公園の管理業務に関し、業務実施状況の記録写真等を作成し市へ報告する。

(4) 会計年度終了後、30日以内に事業報告を行うこと。

6 立入検査

市は、必要に応じて施設、各種帳簿等の現地検査を行うこととする。

7 協 議

指定管理者は、この仕様書に規定するもののほか、指定管理者の業務の内容及び処

理について疑義が生じた場合は、市と協議し決定するものとする。

8 業務を実施するに当たっての注意事項

- (1) 指定管理者は、公の施設であることを常に念頭において、公平な運営を行うことし、特定の団体等に有利あるいは不利になる運営をしないこと。
- (2) 市の公的行事等は、優先的に使用予定に組み入れること。
- (3) 仕様変更をしないこと。
- (4) 指定管理者が施設の維持管理に係る各種規定及び要項等を作成する場合は、市と協議を行うこと。
- (5) 各種規定がない場合は、市の諸規定に準じて、あるいはその精神に基づき、業務を実施すること。
- (6) 市内の他の施設及び団体との連携を図った運営を行うこと。
- (7) 市の検査等が生じた場合は、市の担当者の指示に従うこと。
- (8) 施設の利用については、施設の利用目的に反しない限り利用制限をしないこと。
- (9) その他仕様書に記載のない事項については、市と協議を行うこと。

9 災害時における対策

- (1) 災害時において施設の損傷、汚損等は、別途、市と協議するものとする。
- (2) 災害時の倒木、流木等の簡単な処理については、指定管理者が対応し処理すること。
- (3) その他疑義が生じた場合は、速やかに市と協議すること。

10 資料等

- | | |
|------------|------|
| (1) 施設見取り図 | 資料 1 |
| (2) 公園使用要領 | 資料 2 |

1.1 公園管理業務（基本的事項）

項 目	必要管理項目	内 容	
エントランス 広場 ・管理棟 ・設 備 (時計等) ・機械器具等	定期的な清掃等	清掃、除草、窓ガラス清掃	週3回以上
	設備、機械器具、備品等の 点検		週1回以上
	ゲートの開閉	駐車場利用時間：4月1日 ～9月30日は午前9時から 午後6時まで、10月1日～ 翌年3月31日は午前9時か ら午後5時まで	毎 日
多目的広場 ・芝生 ・ステージ ・花壇 ・遊具施設 ・木造椅子	定期的な清掃、除草等	清掃、除草、	毎 日
	芝生の管理	芝刈り等	随 時
	芝生、花壇、遊具施設等	見回り、点検等	毎 日
	その他業務に必要な事項		随 時
駐車場、 トイレ	定期的な清掃、点検等		週3回以上
	トイレ内の清掃		毎 日
	浄化槽の清掃(汚泥等の抜き 取り)		年1回以上
	浄化槽保守点検	環境省令に基づく回数	年12回
	浄化槽法定検査		年1回以上
	台風時等の全トイレの一時移設	クレーンによる吊り上げ	随 時
光の広場 ・芝生 ・連絡道 ・休憩所外	定期的な清掃、点検等	清掃、除草、点検等	週3回以上
	芝生の管理	芝刈り等	随 時
	その他業務に必要な事項		随 時
トンボ池	定期的な清掃、除草、草刈等		毎 日
園路、遊歩道	定期的な清掃、除草、草刈等		毎 日
	竹の間引き		年1回以上
	倒竹等の処理等		随 時
倉庫（ステー ジ南）	台風時等の一時移設	クレーンによる吊り上げ	随 時
拾得物、犬・ 猫・鳥獣等へ の取り扱い	園内で発見した拾得物及び犬 ・猫・鳥・ハチ等への対応	関係機関(警察署・動物 愛護管理センター等)へ の連絡・搬送	随 時
公共料金	電気、電話、水道使用料の支払い		毎 月

芝管理業務仕様書

第1章 適用

- この仕様書は、「バンブーパーク芝管理業務」に適用する。
- 指定管理者は、本仕様書のほか、「バンブーパーク指定管理者業務仕様書」及びその関係法令等を遵守しなければならない。
- 管理場所及び規模

多目的広場	約 14,100㎡
光の広場	約 900㎡
- 芝生品種

多目的広場	ティフトン芝
光の広場	野芝

第2章 業務内容

1. 全般事項

バンブーパーク芝管理年間計画に基づき、次の業務を実施するものとする。

事業名	規格	数量	単位	単価(円)	金額(円)	備考
(1) 芝刈・集草・刈カス処分		15	回			リール式三連芝刈機 2tダンプ使用
(2) 施肥業務	有機肥料等使用 別紙参照	3	回			肥料散布機使用
(3) 除草業務	人力、除草剤 併用 別紙参照	4	回			除草剤
(4) 殺菌・殺虫剤散布	竹酢等 別紙参照	4	回			動力噴霧器 軽四トラック使用
(5) 目砂散布	砂 3～4mmアンダー 水洗い品 t=4-5mm	1	回			目土散布機 タイヤショベル使用
(6) スーパー	芝表面ゴミ処理	6	回			スーパー 2tダンプ使用
(7) エアレーション業務		1	式			バートンを使用
(8) 散水業務		1	式			散水
(9) その他芝管理上必要な業務		1	式			

2. その他

(1) 芝刈り業務について、市から芝の刈り高の長さ指定がある場合は、指示に従い対応すること。

(2) 使用する薬剤については、次のものを使用すること。

除草業務	土壌処理、及び茎葉兼土壌処理を用いる (ティフトン芝に薬害が生じる恐れのある剤は使用しない)
肥料業務	高度化学肥料
殺菌・殺虫剤	殺虫剤対象：チョウ目類、甲虫類に対して処理をすること

(3) 散水業務については、芝生の状況を見て行うこと。

(4) 業務を行う際に使用する機械、消耗品、原材料等は指定管理者が負担すること。

(5) 廃棄物の処理方法について

①一般廃棄物（産業廃棄物以外のもの）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条1項に定める許可を受けた業者に廃棄させること。

②産業廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第1項に定める許可を受けた業者に廃棄させること。

第3章 業務計画書

1. 指定管理者は、市と協議の上、バンブーパーク芝生管理年間計画書を作成するものとする。
2. 指定管理者は、上記のバンブーパーク芝生管理年間計画書に基づき、業務を実施するものとする。

第4章 完了報告書

1. 指定管理者は、業務完了後すみやかに委託業務完了報告書を提出すること。
2. 委託業務完了報告書の提出時に芝管理業務施行状況の写真を添付すること。

第5章 協 議

1. 指定管理者は、この仕様書に規定するもののほか、指定管理者の業務の内容及び処理について疑義が生じた場合は、市と協議し適正な業務が実施できるよう対処するものとする。
2. 指定管理者は、専門技術員を必要に応じて現場に派遣し、業務を実施すること。
3. 業務を実施する場合には、事前に吉野川市産業経済部商工観光課まで連絡すること。